

仕 様 書

1. 本地区の工事仕様は広島県土木工事仕様書による外、特別仕様書に定めるところによる。
2. 工事施工に当り、設計書・図面および仕様書について疑義を生じたときは係員に協議し指示をうけること。
3. 河川漁業に影響を与える恐れのある工事については、工事着手前に濁水対策施設等の施工について、市および漁業組合の立会いにより同意を得ること。
4. 工事関係区域内の交通規制および安全施設等は、請負人において責任を持って対応すること。また、関係区間内における一般車両の通行車線および歩行者通路については、常に維持補修を行い円滑な通行を確保すること。(必要に応じ夜間照明等設置する)
5. 本事業に隣接する土地および施設からの用排水等については、事前に調査し本水路との高さ関係を把握・確認の後実施すること。
6. 工事中の用排水関係については、請負人において責任を持って地元調整し、対応すること。
7. 本工事に使用するコンクリートについては、「広島県土木工事共通仕様書の運用第1編5-3-2条」によらず、鉄筋構造物のコンクリート(呼び強度21及び24)の水セメント比については、55%以下、無筋構造物のコンクリート(呼び強度18)の水セメント比については60%以下とすること。
8. 本工事の工期は、検査期間として14日間を見込んでいる。
このため、工期の末日から起算して14日前までに工事の完成及び工事完成通知書の提出を行う。

特記仕様書

1. 請負者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。
なお、様式については、監理技術者・主任技術者(下請けを含む)及び専門技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
2. 請負者は、工事現場内において、監理技術者、主任技術者、(下請けを含む)に工事名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。
3. 上記各様式・書式については、別途協議するものとする。
4. 法定外の労災保険の付保
 - 1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - 2) 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - 3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。
5. 請負代金額が3,500万円未満の工事については、災害復旧工事に係る緩和処置により、原則、評定の対象外とする。
ただし、請負代金額が500万円以上の工事で、契約後速やかに、当該工事の評定を希望する旨を記載した工事打合せ簿を提出した場合は、評定の対象とする。
なお、変更契約により3,500万円以上になった場合も、評定の対象としない。
6. 週休2日制工事について
本工事は週休2日制工事(受注者希望型)であり、「三次市週休2日制工事実施要領」に基づき実施すること。

工事箇所

令和6年度 小規模崩壊地復旧事業 下志和地2地区治山復旧工事

三次市下志和地町(中原宅裏)

